

小児神経医による子ども発達相談について

1. 目 的

発達に心配のある、または、障がいを持つ児童の保護者に対し、小児神経医による身近で気軽に相談できる場を開設することにより、子育てや家庭での関わり方の助言を行うとともに、医療や福祉的サービスへの橋渡しを行う。

2. 実施主体 恵庭市

3. 事業開始 平成28年4月

4. 対象者 恵庭市に居住している15歳未満の児童
なお、15歳以上18歳未満の児童の発達相談については、要相談とする

5. 実施方法

- ①実施日 毎月第2木曜日
- ②実施時間 14:00～16:30
- ③実施場所 恵庭市子ども発達支援センター（恵庭市黄金南5丁目11番地4）

6. 相 談

- ①相談件数 5件程度
- ②相談時間 30分程度/件
- ③相談料金 無 料

7. 受 付

- ①受 付 予約制とし、相談予約の受付は開催日の週の月曜日までとする。
- ②受 付 票 予約時に相談内容や子どもの状況を確認する。

8. 周 知

- ①広報及び暮らしのカレンダーの掲載
- ②パンフレットの作成及び関係機関への配置、配布